

健健発0425第1号
健感発0425第1号
平成31年4月25日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公印省略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

麻しんに関する特定感染症予防指針に基づく依頼事項について

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

別紙1「麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」(平成31年4月19日健健発0419第1号厚生労働省健康局健康課長通知・健感発0419第1号結核感染症課長通知)により、平成31年4月19日付けで麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。)が改正されたことを通知いたしました。

同通知において「追って、改正後の指針に基づき、依頼事項を整理の上、通知する予定」としていたところですが、今般、改正後の指針に基づき、下記1~4のとおり依頼事項を整理しましたので、貴殿におかれましては、指針の主な改正内容等とあわせて御了知の上適切に対応いただくとともに、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。)に周知していただくようお願いします。

また、同通知等において既に御連絡したとおり、風しんに関する特定感染症予防指針(平成26年厚生労働省告示第122号)についても同時に改正することを予定しておりましたが、風しんに係る状況に変化があったことを踏まえ、第29回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会・第30回厚生科学審議会感染症部会(合同開催)(平成31年1月28日開催)において当分の間改正を据え置くことが決定されています。一方で、下記3及び4の依頼事項につきましては、風しん対策にも同様に資するものであることから、風しんも想定した対応を取っていただくよう御協力をお願いします。

なお、改正後の指針第三の三の1等の記載に基づき、別紙2～4のとおり民生主管部局、(公社)日本医師会、母子保健主管部局等に対し通知を発出していること、改正後の指針第三の三の2等の記載に基づき、外務省及び国土交通省等の関係機関に協力を求めていることを申し添えます。

記

- 1 母子保健主管部局と連携し、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項第1号に規定する健康診査の機会を利用して、当該健康診査の受診者の麻しんのり患歴（過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。）及び第一期（生後12月から生後24月に至るまでの間）の定期の予防接種（予防接種法第2条第4項の定期の予防接種をいう。以下同じ。）の接種歴（母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。）を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの第一期の定期の予防接種を受けていない場合には、受け忘れ等がないよう、再度の接種勧奨を行うこと。
- 2 教育委員会と連携し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断（以下「就学時健診」という。）の機会を利用して、当該就学時健診の受診者の麻しんのり患歴及び第二期（小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間）の定期の予防接種の接種歴を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの第二期の定期の予防接種を受けていない場合には、受け忘れ等がないよう、再度の接種勧奨を行うこと。
- 3 都道府県が感染症の専門家、医療関係者、市町村の担当者等の関係者と協働して設置した麻しん・風しん対策の会議は、管内の各市町村における麻しんの定期の予防接種について、第一期に接種した者の割合及び第二期に接種した者の割合がそれぞれ95%以上となるように定期接種率の向上策の提言を行い、都道府県は当該提言を踏まえて管内の各市町村に対して働きかけること。この際、国立感染症研究所が取りまとめた「都道府県における麻しん風しん対策会議等に関するガイドライン（第二版：暫定版）」を参考にすること。
- 4 都道府県等においては、複数の都道府県等にまたがって広域的に麻しんが発生した場合に備え、都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくこと。なお、今後、厚生労働省において、自治体間で即時に麻しんに関する発生情報を共有できる仕組みを整備（感染症発生動向調査システムの改修）し、運用開始のお知らせを行う予定であることを申し添える。

参考 1 : 改正後の指針全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

参考 2 : 都道府県における麻しん風しん対策会議等に関するガイドライン

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/rubella/GLMM_160603.pdf